

お客さま各位

京都北都信用金庫

預貯金口座付番手続きについて

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手続きの際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客様に対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

※法令上、お客様には金融機関へマイナンバーを届け出る義務はありません。ご希望の場合のみ申し出ください。

3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

本申込を行うお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、当金庫のホームページ(<http://www.hokuto-shinkin.co.jp/etc/pripol02.shtml>)をご参照ください。

6. 預貯金口座付番の結果通知について

金融機関の窓口でのお客様へのご説明をもって結果通知とみなす、または非対面の場合は郵送等によりお客様宛に結果通知がなされます。

★必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	個人番号告知書兼届出書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 ^{※1}
個人番号	個人番号が確認できる書類 ^{※2}

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの、かつ発行後6カ月以内のもの）」のいずれかの提示が必要となります。